

令和7年度 農業用使用済ビニール ポリエチレン収集のお知らせ

◆収集場所は生涯学習センター総和(とねミドリ館)第2駐車場(古河市前林1953-1)です。

	期 日	受付時間	収集品目	受け入れ優先地区
第 1 回	令和7年 6月11日 (水)	午前 9時00分から 午前11時00分まで	ビニール	古河地区・総和地区
第 2 回	6月20日 (金)	午前 9時00分から 午前11時00分まで	ビニール	三和地区
第 3 回	7月 2日 (水)	午前 9時00分から 午前11時00分まで	ポリエチレン	三和地区(八俣)
第 4 回	7月10日 (木)	午前 9時00分から 午前11時00分まで	ポリエチレン	三和地区(幸島・名崎)
第 5 回	7月30日 (水)	午前 9時00分から 午前11時00分まで	ポリエチレン	古河地区・総和地区
第 6 回	9月25日 (木)	午前 9時00分から 午前11時00分まで	緑マルチ	事前予約者
第 7 回	11月21日 (金)	午前 9時00分から 午前11時00分まで	ビニール	三和地区
第 8 回	12月 1日 (月)	午前 9時00分から 午前11時00分まで	ポリエチレン	三和地区(八俣)
第 9 回	12月 8日 (月)	午前 9時00分から 午前11時00分まで	ポリエチレン	三和地区(幸島・名崎)
第10回	令和8年 1月19日 (月)	午前 9時00分から 午前11時00分まで	ビニール	古河地区・総和地区
第11回	2月18日 (水)	午前 9時00分から 午前11時00分まで	ポリエチレン	三和地区

※令和5年度から緑マルチの収集は9月の1回のみとなっておりますのでご注意ください

- * 登録負担金 1,000円 (口座振替または現金払い)
- * 処理負担金 40円/kg (ビニール・ポリエチレン)
- * 処理負担金 70円/kg (緑マルチ) ※緑マルチを出す際は事前予約が必要です

- ・登録を希望する際は、収集期日までに農政課窓口で手続きを済ませてください。
- ・年間登録費が口座振替の方は、5月に口座振替を行い、登録証を郵送します。
- ・年間登録費が現金払いで今年度排出される方は、収集期日までに農政課窓口でお支払いをお願いします。(登録証は農政課窓口で発行します)
- ・緑マルチの収集は、令和3年度から市独自の事業として実施しています。
- ・処理負担金は、トラックスケールで重量を測定し算出した金額を、後日農協口座から引き落とします。(収集日の翌月25日予定)

* 処分事業者との委託契約について

排出事業者である農家と下記事業者とで委託契約を結んでいます。

- ビニール処分 : 茨城県農林振興公社 (園芸リサイクルセンター)
- ポリエチレン処分 : (株)関商店・(株)あおぞら・(株)つくばエンバイロメントソリューションズ (3事業者)
- 緑マルチ処分 : (株)関商店(1事業者)
- 収 集 運 搬 : 茨城県農林振興公社 (園芸リサイクルセンター)

収集に関するお手続き、お問い合わせは古河市役所 三和庁舎 農政課 園芸畜産係まで(電話76-1511 内線2133)

注意事項

- ◆指定された収集品目以外はお預かりできません。日程表の収集品目を事前にご確認ください。
- ◆ポリエチレンは、排出物により専用袋を使うかどうか判断してください。使用せずに出すことも可能です。
- ◆ポリエチレン回収専用袋は、1袋100円で販売します。 ※令和3年度から農協での販売を再開しました。
- ◆回収可能な品目は、園芸リサイクルセンター発行のチラシ、「農業用使用済みプラスチックの回収について(令和6年度用)」を参考にしてください。
- ◆緑マルチは、令和3年度から市独自の事業として収集しています。緑マルチを出す場合は、事前予約が必要です。
他のポリエチレンと区別して、緑マルチの収集日にお持ちください。
- ※令和5年度から年1回の収集となりましたのでご注意ください

搬入時のお願い

- パレットでの搬入はご遠慮ください。フォークリフトでの荷下ろし作業の妨げになる場合があります。
- 異物混入が無いようにご注意ください。また、荷造り前に、よく乾燥させてから泥を落としてください。
- 結束する際は、同質の素材を使用してください。収集品目と違う素材で結束しないでください。
- リサイクルを目的とした回収ですので、固くなって裁断できないものや、焼けてしまった(変色)ものは、回収できません。

収集場所へ運搬する自動車への表示義務について

- ◇運搬車両には「産業廃棄物運搬車」の表示を行ってください。(農業者が集積所まで運ぶ場合も必要です。)
- ◇車両への表示用マグネットは、登録農家の方に無料(1回限り)で配布しています。
- ◇備え付ける書面については、下記の記載例を参考に作成し、常時携帯するようにしてください。
(記載事項に合致すれば、様式は問いません。)

「記載例」 産業廃棄物自己運搬管理票

氏名または、名称	古河 太郎	積載した事業場の連絡先	自宅であれば自宅の連絡先
住 所	茨城県古河市	運搬先の名称	表面場所
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類(農ビ 農ポリ)	運搬先の所在地	表面場所
産業廃棄物の量	kg	運搬先の連絡先	表面連絡先
産業廃棄物の積載日	車に積んだ日	産業廃棄物の運搬日	持っていく日
積載した事業場の名称	自宅であれば「同上」	連絡事項等	
積載した事業場の所在地	自宅であれば「同上」		

その他

- 廃ビニール等を不法に投棄すると、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により罰せられます。
- 野焼きは禁止されています。絶対に行わないでください。
- 回収出来ない農業用資材については、下記協会まで個別にお問い合わせください。

問合せ先： 一般社団法人 茨城県産業資源循環協会 水戸市笠原978番地25 茨城県開発公社ビル4階
電話 029-301-7100 ※ 処分については自費(有料)となります。